

期日報告書④

平成27年3月23日

函館市 御中

さくら共同法律事務所
弁護士 河合 弘之
外10名

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

ご依頼の相手方国外1名との間の東京地方裁判所平成26年（行ウ）第152号 大間
原子力発電所建設差止等請求事件について、下記のとおりご報告いたします。

敬具

記

1 期日 平成27年3月19日（木曜日）午後3時00分

東京地方裁判所103号法廷

第4回口頭弁論期日

2 出席者 当方：弁護士11名

相手方（被告ら）：各代理人弁護士ら 出席

3 今回の訴訟活動

（1）主張・証拠関係

当 方：平成27年3月12日付け準備書面（6）陳述

平成27年3月19日付け準備書面（7）陳述

平成27年3月19日付け準備書面（8）陳述

平成27年3月12日付け上申書(争点整理) 提出

甲A1号証～甲A12号証 提出

平成27年3月12日付け証拠説明書（1） 提出

相手方（被告国）：平成27年3月12日付け第2準備書面 陳述

乙A 1号証～乙A 7号証 提出

平成27年3月12日付け乙A証拠説明書(1) 提出

相手方(被告電源開発):平成27年3月18日付け準備書面3 陳述

丙F 1号証～丙F 2号証 提出

平成27年3月18日付け丙F号証説明書1 提出

なお、被告国代理人が、書証番号につき、より小項目で提出する可能性がある旨の申し出をしたところ。裁判所は、後で細分化すると混乱するので、早期の段階で提案するように指示しました。

4 期日の経過

まず原告代理人中野弁護士が、準備書面(6)の内容、具体的には法律上の争訟性や原告適格に関する原告の主張について説明を行いました。

次に原告代理人只野弁護士が、上申書(争点整理)について、原告は規制基準の問題を含めて主張を展開していくこと、その点を考慮した訴訟進行を要望する旨意見を述べました。

以上を受けて裁判所は、今後の審理方針については、進行協議期日の場で議論したいと述べて、本期日は終了しました。

5 次回期日

日時 平成27年7月7日(火曜日)午後2時00分開始

場所 東京地方裁判所703号法廷

第5回口頭弁論期日

以上